

西三河都市計画地区計画の決定 （幸田町決定）

都市計画深溝里地区計画を次のように決定する。

名 称		深溝里地区計画
位 置		幸田町大字深溝字緑台、大皿、小皿、小杉山、西大平の各一部
面 積		約 1.2 h a
地区計画の目標		本地区は、国道 23 号・248 号の重複区間に隣接し、都市計画道路名豊道路（国道 23 号名豊道路）の幸田芦谷 I C から約 1.5 km 圏以内にあり、幸田町都市計画マスタープランにおいて「沿道サービス系市街地」の計画的形成の位置付けを踏まえ、土地区画整理事業による市街地整備が実施されている。 本計画は、周辺の住宅地等の環境に配慮しつつ、幹線道路沿道の立地特性を活かし、沿道サービスや物流施設等を誘導することを目標とする。
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	幹線道路の沿道地区として、住宅地等の環境に配慮しつつ、沿道サービスや物流施設等の立地を誘導する。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、沿道サービスや物流施設等の立地を誘導するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 次の建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第 2（へ）項第三号に掲げるもの

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、幸田深溝里土地区画整理事業の換地処分に伴う字名の変更に合わせて、地区計画の位置（字名）を変更する。